

平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 11 号
兵庫県立大学工学研究科教育改革委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学工学研究科教授会規程（平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 2 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、工学研究科教育改革委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生による授業評価に関すること。
- (2) 授業改善研修会に関すること。
- (3) 教員相互の授業参観に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育改革の実施に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 工学部副学部長
- (2) 各専攻から 1 名ずつ選出された委員 6 名

(任期)

第 4 条 前条第 2 号に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、第 3 条第 1 号の委員をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、工学研究科に係る事務組織において行う。

(規程の改正)

第 9 条 この規程の改正は、工学研究科教授会の意見を聴いた上で工学研究科長が行う。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に第 3 条第 2 号に掲げる委員である者は、この規程により選考されたものとし、その任期は、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 27 年 2 月 18 日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 15 日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。